

令和4年6月1日

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

令和4年6月1日付で山梨県知事より「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請」が新たに発出されました。

それに伴い、令和4年8月31日までの期間、甲府市緑が丘スポーツ公園、青葉スポーツ広場、東下条スポーツ広場の各施設において、引き続き従来からの感染防止対策の徹底とともに、身体活動を伴わない場面ではマスクを着用して下さい。

なお、マスクの着用については次のとおり状況に応じた着用をお願いします。

☆ マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離を確保できない	
	屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外
会話を行う	着用を推奨する （十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可）	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない（事例①）	着用を推奨する	着用の必要はない（事例②）

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

☆ 小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・2歳以上は、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。

指定管理者 甲府市スポーツ協会